

## 家電リサイクル法における各費用回収方式のメリット・デメリット、論点・課題の一覧表

資料3-1

	現行制度 (排出時負担方式)	将来充当方式		当期充当方式			
		消費者は新たに製品を購入する時に、将来、その製品が廃家電となって排出された場合の当該廃家電のリサイクル料金を支払う。		消費者は新たに製品を購入する時に、同時期に発生する廃家電のリサイクル費用に充てるためのリサイクル料金を支払う。			
		個社管理方式(A①)	資金管理法人方式(A②)	個社管理方式(B①)	資金管理法人方式(B②)		
制度概要	排出時に、排出者(消費者)が、当該製品のリサイクル料金を、小売業者を通じて各製造業者等に支払う。	回収したリサイクル料金は各製造業者等ごとに長期間にわたり管理し、将来当該製品が廃棄物となって、当該製造業者等に引き渡された際、リサイクル費用に充当される。	回収したリサイクル料金は、資金管理法人において管理され、将来当該製品が廃棄物となって製造業者等に引き渡された際、製造業者等は当該製品のリサイクル費用を資金管理法人に請求し、資金管理法人はリサイクル実績に応じて当該製品のために管理されているリサイクル料金を支払う。	回収したリサイクル料金は各製造業者等ごとに管理し、当該製造業者等の製品が廃棄物となった際、リサイクル費用に充当される。	回収したリサイクル料金は、資金管理法人において管理され、同時期の廃家電のリサイクル費用に充当される。製造業者等はリサイクル費用を資金管理法人に請求し、資金管理法人は処理実績に応じて回収した料金を支払う。 (料金設定を個社で行う場合と一律で行う場合が考えられる。)		
類似制度		自動車リサイクル法		容器包装リサイクル法 欧州 WEEE, 中国 WEEE			
メリット デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既販品からの料金回収が可能</li> <li>○長期の料金管理コスト、個品管理システムが不要</li> <li>○排出者と負担者が一致</li> <li>○製造業者等が倒産・撤退した場合の対応が可能</li> <li>○使用年数長期化による排出抑制効果あり</li> <li>✗ 排出時の料金支払忌避により、不法投棄や違法な廃棄物回収業者への排出の増加要因となる可能性あり</li> <li>✗ 製品購入時にリサイクル料金が確定していないので、リサイクル料金による製品選択ができない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○排出時の料金支払忌避に起因する不法投棄や違法な廃棄物回収業者への排出の削減効果あり(回収率の向上が見込まれる)</li> <li>○現在は家電リサイクル法ルートに回ってきていない販売品からも広くリサイクル料金を回収できる</li> <li>○製造業者等が倒産・撤退の際に消費者が追加で負担する必要がない(資金管理法人方式である A②、B②)</li> <li>○製品購入時にリサイクル料金が確定しているので、リサイクル料金による製品選択ができる(特に将来充当方式である A①、A②)</li> <li>✗ リサイクル料金が課税対象となる可能性がある(個社管理方式である A①、B①)</li> <li>✗ 使用年数長期化による排出抑制効果が失われる可能性がある</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○将来のリサイクル費用が予測できれば環境配慮設計によるリサイクル料金の引下げ効果が期待される</li> <li>○排出者と負担者が一致</li> <li>✗ 既販品について現行の排出時負担方式を採用する場合、相当程度長期間にわたり二つの制度が並存することとなるほか、買い換えの際に消費者は二台分の廃家電のリサイクル費用を同時に負担することとなる</li> <li>✗ 製造業者等が倒産・撤退の際に消費者が追加で負担することとなる場合がある(A①)</li> <li>✗ 将来のリサイクル費用の予測が困難</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○既販品に充当するためのリサイクル費用の徴収が可能</li> <li>○長期の個品管理システムや長期の料金管理コストが不要</li> <li>○販売時負担方式の中では比較的低コストな仕組みである(B①)</li> <li>✗ 排出者と負担者の関係が一致しない</li> <li>✗ 新規参入業者はリサイクルの負担がなく、既に撤退した製造業者等の廃家電は、リサイクル費用の回収が困難である等、事業者間で不公平が生じる(B①)</li> <li>✗ 環境配慮設計による料金低減化が期待しにくい(B②)</li> <li>✗ 例えばテレビなどの対象品目が我が国で全て販売中止となった場合に、充当すべき料金を回収することが困難</li> </ul>	
論点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄や違法な廃棄物回収業者への対策やそれに伴うコストについてどのように考えるか。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル料金の管理コストについてどのように考えるか。(A②、B②)</li> <li>・消費者による支払い拒否があった場合について、消費者・小売業者に支払いを義務付けることが考えられるか。</li> <li>・製造業者等及びその受託者以外の者がリサイクルを行った場合、費用の支払いを行うのか。</li> <li>・リサイクル料金を販売時負担方式とした場合、収集運搬料金の取扱いをどう考えるか。</li> <li>・ネット事業者を含む小売業者の全てから確実にリサイクル料金を回収するシステムの構築をどのように行うのか。または、製造業者等からリサイクル料金を回収するシステムを構築するのか。</li> <li>・海外の販売店から購入した消費者にどう対応するか。</li> <li>・料金を内部化した場合、料金の「見えない化」が発生するとともに、適正なリサイクル費用を転嫁できない可能性があること、費用が転嫁できなければリサイクルの質の低下を招くおそれがあることをどう考えるか。</li> <li>・現行制度からの移行に伴って発生する追加的コストについてどのように考えるか。</li> <li>・消費者がリユース目的で譲渡した場合の料金の扱いをどう考えるか。</li> <li>・排出時に料金支払い済み製品の識別について、マークをつけるなどの対策をどのように行うのか。</li> </ul>				
移行コスト		自動車リサイクル制度創設時における初期コスト:約142億円					